

福祉専門職員配置等加算に関する届出書 (平成30年4月以降)
 (児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス)

1 事業所・施設の名称	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(I) ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算(II) ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算(III) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

4 社会福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤)</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)</td> <td>人</td> <td>→ ①に占める②の割合が 25%又は35%以上</td> </tr> </table>	①	生活支援員等の総数 (常勤)	人		②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	人	→ ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤)	人								
②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	人	→ ①に占める②の割合が 25%又は35%以上							
5 常勤職員の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち常勤の者の数</td> <td>人</td> <td>→ ①に占める②の割合が 75%以上</td> </tr> </table>	①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	人		②	①のうち常勤の者の数	人	→ ①に占める②の割合が 75%以上	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	人								
②	①のうち常勤の者の数	人	→ ①に占める②の割合が 75%以上							
6 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤)</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数3年以上 の者の数</td> <td>人</td> <td>→ ①に占める②の割合が 30%以上</td> </tr> </table>	①	生活支援員等の総数 (常勤)	人		②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	人	→ ①に占める②の割合が 30%以上	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤)	人								
②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	人	→ ①に占める②の割合が 30%以上							

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

3 ここでいう生活支援員等とは、

○児童発達支援にあつては、加算(I)(II)においては、**児童指導員、障害福祉サービス経験者
又は共生型児童発達支援従業者、**

加算(III)においては、**児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者**

○医療型児童発達支援にあつては、加算(I)(II)においては、**児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員、**

加算(III)においては、**児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員**

○放課後等デイサービスにあつては、(I)(II)においては、**児童指導員、障害福祉サービス経験者**

又は共生型放課後等デイサービス従業者、

加算(III)においては、**児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者**
 のことをいう。